

学校法人原田学園役員の報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この基準は、学校法人原田学園寄附行為第37条第2項第4号の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員の報酬等とは、報酬、退職手当その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費(交通費、宿泊費等)及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員報酬、退職手当
- (2) 非常勤の役員報酬、退職手当

(役員報酬の額の算定方法)

第4条 常勤の役員の役員報酬額は、次のとおりとする。

- | | | |
|--------------|----|---------|
| (1) 理事長・副理事長 | 月額 | 25,000円 |
| (2) 常勤理事 | 月額 | 10,000円 |
- 2 非常勤の役員の役員報酬額は、次のとおりとする。
- | | | |
|------------------|------|---------|
| (1) 非常勤役員(理事・監事) | 職務日額 | 20,000円 |
|------------------|------|---------|
- 3 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、学校法人原田学園給与規程の給与の支給日とする。
 - 4 非常勤の役員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。
 - 5 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
 - 6 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(退職手当の額の算出及び支給)

第5条 役員等に支給する退職手当の額は、在任期間1年につき、次の金額を乗じて得た額を支給する。この場合、在任期間1年に満たない端数がある場合は、これを切捨てる。

(1) 役員 10,000円

- 2 在任中特に功績のあった者は、理事会の審議を経て、前項の額を越えて支給することができる。
- 3 役員等が任期満了の日又はその翌日において、再び同一の役職の役員等に任命されたときは、引き続き在任したものとみなす。
- 4 退職手当は、役員等を退職したとき、法令により控除すべき額を控除した残額を、本人又は遺族に支給する。
- 5 前項に規定する遺族の範囲及び順位は、学校法人原田学園退職手当支給規程第6条の規定を準用する。

(費用)

第6条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、翌月から報酬を支給する。

- 2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から勤務を要しない日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する

(端数の処理)

第8条 この基準により、計算金額に100円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。

(公表)

第9条 この法人は、この基準をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この基準の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この基準の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

(附則)

第1条 この基準は、令和元年10月30日から制定施行する。尚、この基準の制定により、学

校法人原田学園役員等報酬規程（昭和61年4月1日制定施行）及び学校法人原田学園役員等退職手当規程（昭和61年4月1日制定施行）は、令和元年10月30日付で廃止した。

第2条 この基準は、令和7年4月1日から改正施行する。